

バイアスロンの大会及びイベントの 『新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』

GUIDELINE FOR COVID-19



一般社団法人日本バイアスロン連盟

2020年10月2日／10月28日改訂／11月2日改訂・追加

1.はじめに

本ガイドラインは、スポーツ庁の基本的対処方針を受けて、日本バイアスロン連盟内部にて協議を重ね、バイアスロンの大会及びイベントの開催に当たっての基準や開催時における感染拡大予防のための留意点を洗い出し、バイアスロンの競技特性を加味・アレンジし、バイアスロン仕様にまとめたものである。

しかし、スポーツ庁も強調するように、新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、現在のところ必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではない。このため、ガイドラインは現段階で得られている知見等に基づき作成されたものである。連盟としても、今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直していく。

バイアスロンの大会やイベントを実施する際に利用する会場・施設における具体的な感染拡大予防策については、『社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン』等を参考に、施設管理者と相談しつつ取り組んでいくことが求められている。

特に、特定警戒都道府県に指定される都道府県においては、各都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切に対応することが求められており、連盟においても、開催を強行する立場は選択せず、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期等慎重な対応をとる。

2.バイアスロンの大会やイベントの開催に当たっての基本的考え方

バイアスロンの大会やイベントの開催に当たっては、「日常的な健康管理」や「行動の自粛」等の感染予防の基礎となる自発的規範が重要であり、主催者は選手や運営者を始めすべての関係者に意識啓発を促すことが不可欠である。

開催に当たっては開催地の各都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷った場合は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等との協議や相談を行う。

(1)特定警戒都道府県に指定される都道府県

- ◇比較的少人数のものも含め、バイアスロンの大会やイベントの開催により、クラスターが発生するおそれがあると考えられる場合は、各都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切に対応する。
- ◇特に、全国的かつ大規模なバイアスロンの大会やイベントについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期等、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとる。

(2)特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

- ◇全国的かつ大規模なバイアスロンの大会やイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとる。
- ◇一方、比較的少人数が参加するバイアスロンの大会やイベントについては、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事が開催制限の解除等の対応をとる。この場合は、適切な感染防止対策(後述「3バイアスロンの大会やイベント開催・実施時の感染防止策について」参照)を講じた上で実施する。

(3)緊急事態措置の対象とならない都道府県

- ◇バイアスロンの大会やイベントの開催については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事宛に示される、最新の催物の開催制限等の方針を踏まえて、各都道府県が定める催物の開催に係る方針に従い、実施の可否等について判断する。また、判断に迷う場合は、開催地の都道府県スポーツ主管課に相談する。
- ◇全国的な移動を伴うバイアスロンの大会やイベント又は参加者が1,000人を超えるような大会やイベントを開催する場合には、その開催要件等について、主催者または施設管理者から各都道府県に事前相談をすることが求められている。従って、施設管理者から都道府県に事前相談をすることとした場合は、バイアスロン大会やイベントの主催者として、施設予約時等において施設管理者が都道府県と事前相談し承諾を得ていることを確認する。
- ◇感染拡大の兆候やバイアスロンの大会やイベントによるクラスターの発生があった場合は、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応をとる。

3.バイアスロンの大会やイベントの「開催・実施時の感染防止策」

スポーツ庁の『スポーツイベント開催・実施時の感染防止策』は、基本的対処方針・専門家会議提言等に基づき、参加者が安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、大会やイベントを開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留すべき事項を取りまとめたものであり、連盟はこの『スポーツイベント開催・実施時の感染防止策』をアレンジし、バイアスロンの大会やイベントの「開催・実施時の感染防止策」を定める。

バイアスロンの大会やイベントの主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各大会やイベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが必要である。また、各事項については、チェックリスト化し、適切な場所・受付場所等に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、大会やイベントの主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要である。また、大会やイベントの内容や構成においては、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要がある。

(1)バイアスロンの大会やイベントの参加募集時の対応

スポーツ大会やイベントの主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要であり、バイアスロンの大会やイベントも同様である。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、バイアスロンの大会やイベントへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要である。

なお、バイアスロンの大会やイベントの主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられる。

①以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。

ア 体調がよくない場合。(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への

渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

- ②マスクを持参すること(参加受付時や着替え時等の運動・スポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。)
- ③厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)や各地域で取り組まれている通知サービスを活用すること。
- ④こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ⑤他の参加者、主催者スタッフ等との距離(できるだけ2mを目安に最低1mを確保すること。
障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)
- ⑥イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑦感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑧大会やイベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(2) 当日の参加受付時の留意事項

バイアスロンの大会やイベントの主催者は、イベント当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要である。

- ①受付窓口には、手指消毒剤を設置する。
- ②参加料等の徴収ができるだけ事前振込等で行い、当日の現金授受を極力避ける。
- ③発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙などにより注意を促す。
- ④発熱者を体温計検査機などで特定し入場を制限する。
- ⑤入場を制限された者がすでに利用料等を支払っている場合に払い戻しが可能なよう規定を設ける。特に、全国的又は大規模な大会やイベントを開催する場合は、入場時の検温を行い、有症状を理由に入場を制限した際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる。
- ⑥発熱者・有症状者の入場は断る等のルールについてバイアスロン大会やイベント開催前に明確に規定する。
- ⑦人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ⑧飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意する。
 - ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようする。
ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防炎製品)などを使用する。
 - ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましい。
 - ・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談する。

- ⑨参加者が距離をおいて(できるだけ2mを目安に、最低1m)並べるように目印の設置等を行う。
- ⑩受付を行うスタッフには、マスクを着用する。聴覚障害を持つ方への対応をする場合等は、フェイスシールド等の着用も考慮する。
- ⑪インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにする。
- ⑫当日の受付では、事前の受付を行うなど当日の混雑を極力避ける。
- ⑬バイアスロンの大会やイベントの前に、厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)や各地域で取り組まれている通知サービスの活用を促す。

(3)バイアスロン大会やイベント参加者への対応

1)体調の確認

バイアスロン大会やイベントの主催者は、当日に参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を求めることが必要である。

- ①氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)等個人情報の取扱いに十分注意する。また、これらの事項は、事前予約時に登録を求めることも考えられる。
- ②イベント当日の体温
- ③イベント前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱。
 - イ 咳、のどの痛みなど風邪の症状。
 - ウ だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)。
 - エ 嗅覚や味覚の異常。
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等。
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無。
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方の有無。
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触の有無。

2)マスク等の準備

バイアスロンの大会やイベントの主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要である。

受付、着替え、表彰式等運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求める。なお、観客のマスクの着用については、「5)観客の管理」を参照。

一方、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするものの、運動強度が高いと考えられる運動・スポーツについては、マスクを着用することにより十分な呼吸ができずに人体に悪影響を与える可能性があることを踏まえ、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)を確保できる場合には、マスクを外すよう注意を促すことが必要である。また、気温・湿度が高い中でマスクを着用する際も、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)を確保できる場合には、マスクを外すよう注意を促すことが必要である。

マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

3)バイアスロンの大会やイベント参加前後の留意事項

バイアスロンの大会やイベントに参加する個人や団体は、できる限りwebを活用したリモート・ミーティングを行う。大会やイベントの前後のリアル・ミーティングにおいても、「三つの密を避けること」、「会話時にマスクを着用する」、「手指消毒」などの感染対策に十分に配慮する。

バイアスロンの大会やイベントにおいて、一つの器具・道具を不特定多数者が使用することは原則禁止し、複数者が使用せざるをえない場合は十分な消毒をほどこす。

表彰式。記念撮影等セレモニーにおいてはマスク着用を遵守し、マスクを外す場合は「会話禁止」を徹底する。なお、イベント前後での懇親会の開催は控える。また、公共交通機関や飲食店等を利用する場合は、分散利用する。

(4)バイアスロンの大会やイベントの主催者が準備等すべき事項

1)手洗い場所

主催者は、参加者が大会やイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要である。

- ①手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ②「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③大会・イベントの開催においては、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること。
- ④手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること。(参加者にマイタオルの持参を求めてよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする。)
- ⑤手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する。

2)更衣室(シャワー室を含む)、休憩・待機スペース

更衣室(シャワー室を含む)、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられ留意することが必要である。バイアスロンの大会やイベントの主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース(招集場所)について、以下に配慮して準備する。

- ①広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。(障がい者の介助を行う場合を除く。)
- ②ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じる。
- ③室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒する。
- ④換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する。

3)洗面所

洗面所(トイレ)についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。バイアスロンの大会やイベントの主催者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所(トイレ)について、以下に配慮して管理することが求められる。

- ①トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所。(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒する。
- ②トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ③手洗い場には石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意する。
- ④「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ⑤手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意することも考えられる。(参加者にマイタオルの持参を求めるてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにする。)
- ⑥利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行う。

4)飲食物の提供時

バイアスロン大会やイベントの主催者は、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められる。

- ①参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛ける。
- ②スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。(ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならない。)
- ③果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行う。
- ④飲食物を取り扱うスタッフにはマスク着用を義務とする。
- ⑤利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行う。

5)観客の管理

バイアスロンの大会やイベントを有観客開催する場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められる。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要である。さらに、選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる。全国的又は大規模な大会やイベントが開催される場合は、入退場時の密集回避(時間差入場等)を行う。

なお、バイアスロンの大会やイベント等の大声での歓声、声援等が想定されるイベントの場合は、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることが必要だが、同一グループは(5名以内に限る)内では座席等の間隔を設ける必要はない。また、大声での歓声、声援等がないことを前提とした大会やイベントの場合は、収容率上限100%での開催も可能だが、その際は、マスクを持参していない者がいた場合はイベント主催者側で配布又は販売し、マスク着用率100%を担保する、大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行う。また、収容率100%以外の場合(大声での歓声、声援等が想定されるイベントを含む)も、マスク着用率100%を担保し、大声を出す者がいた場合に個別注意等を実施する。

6)バイアスロンの大会やイベント会場

バイアスロンの大会やイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要がある。具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行う。

7)ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。また、マスクや手袋を外した後は、石鹼と流水で手を洗うか、手指消毒剤を使用するかのいずれかを行う。

(5)参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

バイアスロンの大会やイベントの主催者は、参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められる。

①十分な距離の確保

感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。)

②位置取り

バイアスロンのような走るイベントにおいては、前の人への影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置を取ること。

③その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わない。

イ タオルの共用はしない。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を空けて対面を避け、会話を控えめにする。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしない。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てない。

(6)その他の留意事項

バイアスロンの大会やイベントの主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた情報について、1ヶ月の保存期間を定めて保存する。

また、バイアスロンの大会やスポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウィルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。